

青森市景観審議会

母子生活支援施設整備事業

平成24年4月23日

青森市健康福祉部子どもしあわせ課

母子生活支援施設整備事業の概要

1．施設の目的

児童福祉法第38条の規定に基づき、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその他の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う。

2．建設地

青森市大字石江字江渡59番地の2（現施設所在地に同じ）

入所者について当該地域の住民から理解が得られていること、青森県女性相談所及び青森県中央児童相談所の近くに位置すること、また、公共交通機関による利便性がよく通勤や通学に都合がよいことによる。

3．定員

20世帯

改築整備にあたっては、定員が35世帯の現施設が整備された昭和40年代と比較して福祉施策の充実が図られていることや、入所相談の傾向及び国交付金の仕組みを踏まえ、定員を20世帯とすることが適当である。

なお、本市を除く中核市においては、定員を20世帯としている自治体が半数以上であり、20世帯が標準的な規模となっている。

4．構造等

<建築物>

〔参考〕 現施設

構 造 : RC造2階建
敷地面積 : 3,143.40 m²
延床面積 : 1,395 m²程度
建築面積 : 707 m²程度

コンクリートブロック造2階建
同 左
1,916.98 m²
1,170.27 m²

<工作物：塀>

構 造 : RC造
高 さ : 1.5m程度
延 長 : 220m程度

5．居室構成等

<施設の最低基準に基づく>

母子室20室、集会室、図書学習室、相談室、保育室、
医務室兼管理人室、静養室（保育室内に設ける）

<その他館内>

事務室、用品庫、給湯室、職員用トイレ

<外構>

駐車場、自転車置場、園庭、塀（敷地周り）

母子生活支援施設 施設の基準（児童福祉施設最低基準）

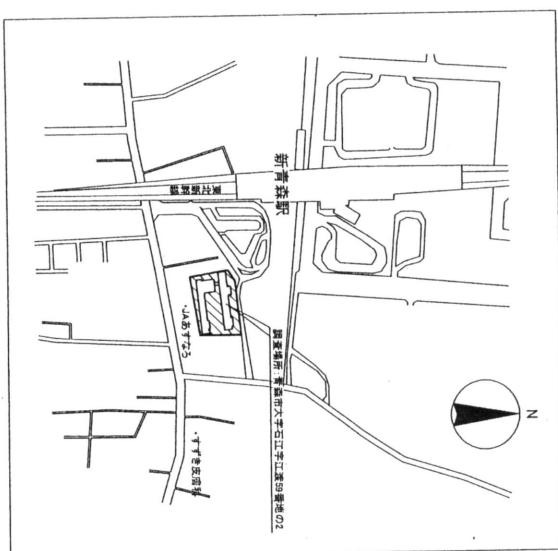
- ・母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること
- ・母子室は、調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること
- ・母子室の面積は、30 m²以上であること
- ・乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる施設を設けること
- ・乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること

6. 景観計画

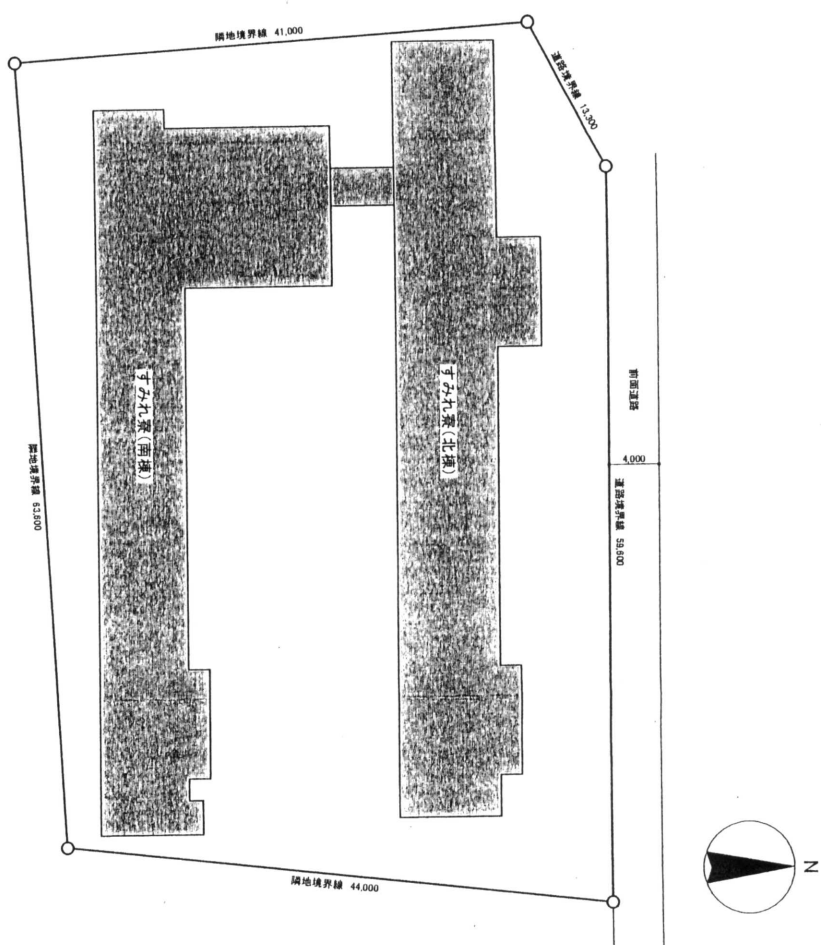
当該建設地は、青森市景観計画においてゆとりと潤いのある快適で魅力的な市街地景観の創出に努めることとする市街地景観（住宅地景観）の地域に位置することから、園庭を設けて敷地内緑化に努めるほか、当該施設の特性を考慮しながら新幹線駅からの景観を意識して周辺との調和に配慮する。

敷地の周りの塀については、当該施設の特性を考慮しながら閉鎖的にならないよう高さを抑えて視界を遮らないように配慮する。

見取図



配置図



【整備予定地の景観】



南方向より



南西方向より



東南方向より

【整備予定地の景観】



東方向より



東北東方向より



北東方向より

【整備予定地の景観】



北方向より



北西方向より



北方向より

【整備予定地の景観】



北方向より



北西方向より



新青森駅舎内より

【整備予定地からの景観】



北西側からの
東北東方向の景観



北西側からの
北東方向の景観



北西側からの
北北西方向の景観